

長野体育学会会則

昭和63年12月 4日 改正
平成 8年12月 1日 改正
平成 9年12月 7日 改正
平成14年12月14日 改正
平成19年 1月26日 改正
平成21年 1月30日 改正
平成26年 1月25日 改正
平成29年 3月 4日 改正

1. 総 則

第1条 本会は、長野体育学会と称する。

第2条 本会は、体育に関する科学的研究ならびにその連絡共同を促進し、体育の発展を図り、さらに体育の実践に資することを目的とする。

2. 会 員

第3条 本会は、前条の目的に賛同する以下の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：体育学あるいはこれに関連ある諸科学の研究者で、正会員により推薦された個人
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体及び個人で、理事会により承認された者
- (3) 当日会員：当該年度の学会大会に限り発表しようとする者で、正会員により推薦された者
- (4) 当日学生会員：当該年度の学会大会に限り発表しようとする学生で、正会員により推薦された者

3. 組織および運営

第4条 本会の会務ならびに事業を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 10名
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 2名

第5条 役員は次の手続きによって決定する。

- (1) 理事は正会員の選挙により、得票順位によって決定する。
- (2) 理事の選挙は5名連記、無記名投票とする。
- (3) 理事長は、理事の互選によって決定する。
- (4) 会長・副会長は、理事会の推薦により、総会において決定する。
- (5) 監事は理事会が正会員の中から推薦し、総会において決定する。
- (6) 幹事は理事長が正会員の中から委嘱する。

第6条 会長は必要に応じて、会長推薦理事を置くことができる。

第7条 役員は次の任務にあたる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は理事会を招集し、会務を推進する。
- (4) 理事は理事会を構成し、会務を分担する。
- (5) 監事は本会の会務を監査する。
- (6) 幹事は本会の会務を補佐し、事務処理にあたる。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 会 議

第9条 本会の会議は総会および理事会とする。

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業および収支決算報告
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 会則の改正
- (5) 会務運営上の重要事項他

第11条 総会は通常毎年1回開催し、当日の出席会員をもって構成する。

第12条 会長および理事会が必要と認めた場合、または会員の要求があつて理事会が適当と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

第13条 理事会は会長、副会長、理事、監事によって構成し、会務を処理し、本会運営の責に当たる。

第14条 理事会には各種の部局を置くことができる。なお、理事はいずれかの部局に所属する。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 編集部
- (4) その他

第15条 理事の各部局への所属は、理事会において決定する。

第16条 各部局の業務分掌は、別に定める申し合わせによる。

第17条 総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。

5. 事業

第18条 本会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会・講演会の開催
- (3) その他、この会の目的に資する諸事業

第19条 学会大会は毎年1回以上開き、研究成果の発表を行なう。

6. 会計

第20条 本会の経費は、次の収入によって支出する。

- (1) 会員の会費
- (2) 新入会員の入会金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第21条 会員の会費は年額正会員2,000円、賛助会員年額1口(10,000円)以上、当日会員2,000円とする。但し、新入正会員は、入会時において別に入会金500円を納入するものとする。

第22条 本会の会計年度は、毎年総会日より、次回総会前日までとする。

7. 会則の改正

第23条 本会の会則は、総会の議決により改正することができる。

8. 顧問

第24条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、総会において決定される。

9. 付則

- (1) 本会の事務局は、当分の間信州大学教育学部体育学研究室におく。
- (2) 本会則は、昭和63年12月4日から実施する。
- (3) 本会則は、平成8年12月1日から実施する。
- (4) 本会則は、平成9年12月7日から実施する。
- (5) 本会則は、平成14年12月から実施する。
- (6) 付則(1)を削除する。
役員の任期は、平成19年4月1日から2年間とする。
本会則は、平成19年1月26日から実施する。
- (7) 本会則は、平成21年1月30日から実施する。
- (8) 本会則は、平成26年1月25日から実施する。
- (9) 本会則は、平成29年3月4日から実施する。